

## 北海道における多文化共生総合相談ワンストップセンター（案）について

北海道総合政策部国際局国際課  
2019年4月22日現在

在住外国人向けの総合相談窓口として、国が全国100箇所に設置するとしている「多文化共生総合相談ワンストップセンター」について、北海道では、次のとおり設置すべく国に対して交付金申請を行ったところ。今後、必要な予算を確保した上で同センターを設置し、道内在住外国人からの相談対応を行う予定。

- ・設置予定日： 8月上旬頃
- ・設置予定地： 札幌市内
- ・業務内容： 道内在住の外国人を対象に、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子供の教育等に関する相談への対応、情報提供、適切な機関への仲介をワンストップ型の相談窓口として実施（11言語以上に対応）
- ・国の交付金： 都道府県、政令市、外国人集住都市における多文化共生総合相談ワンストップセンターの設置について、その整備費及び運営費を支給（整備10/10 運営1/2）。

～道内各地域に在住する外国人からの相談にきめ細かく対応する予定

○本道の広域性等の特性に配慮した相談対応

- ・各地域からの電話相談については、電話通訳システムを活用して対応
- ・相談員による「移動相談会」を開催：ブロックごとに年4回程度実施
- ・SNS、メールを通じた相談も受付

○市町村と連携した運営

- ・市町村を通じた外国人へのセンターの周知（案内カード等の作成と配布）
- ・市町村窓口に来訪した外国人がセンターに気軽に電話できる体制



# クレアによる災害時の外国人支援に向けた取組について

※詳細についてはクレアホームページで確認できます。

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html>

## 1 アドバイザーを派遣しています。

自治体等が実施する防災訓練・防災研修、ボランティア養成研修などにクレアに登録する有識者をアドバイザーとして派遣しています。

(派遣費用はクレア負担(二年に一回・上限4時間))



災害時の外国人支援について講習を行うアドバイザー

## 2 外国人住民向けに「生活情報」としてクレアホームページ、アプリにより防災の基礎知識に係る情報を提供しています。

外国人向けに生活情報をホームページ、アプリにより多言語で提供しており、その中で防災の基礎知識に係る情報を提供しています。



～多言語生活情報(クレアHPより)～

# クレアによる災害時の外国人支援に向けた取組について



## 3 災害時の外国人支援に係る啓発動画を公開しています。

- ▶ 災害多言語支援センターの役割をはじめ、災害時多言語表示シートの概要・作り方など災害時多言語支援に関する動画を作成して、クレアホームページとYouTube上で公開しています。
- ▶ 本動画は、訓練や研修会等で活用できます。

## 4 災害時の外国人支援に係るマニュアル、ツールを提供しています。

### (1) マニュアルの提供

#### 「災害時の多言語支援のための手引き2018」

災害時の対応の事前シミュレーション、防災訓練、災害多言語支援センターの設置・運営訓練等で活用できるほか、多文化共生推進や防災対策等をテーマとした研修テキストとしても活用できます。

一般社団法人  
自治体国際化協会 CLAIR/CL71

## 災害時の多言語支援啓発動画

「災害時の外国人支援に係る動画」をホームページとYouTubeで公開している災害時の外国人支援等をテーマとした訓練や研修会、多文化共生の推進、防災対策などにぜひご活用下さい！

★公開中の動画

- **知識編** 災害多言語支援センターの役割、活動事例など多言語支援に係る基礎的な知識を学べる内容
- **実践編** 災害時多言語表示シートの概要・作り方、災害多言語支援センターの設置・運営訓練の概要など実践的な知識を学べる内容

その他、災害時多言語表示シートの作り方(実践編抜粋)知識編と実践編を編集したダイジェスト版も公開中  
※ダイジェスト版はYouTubeで公開

自治体国際化協会HP <http://dis.clair.or.jp/>  
YouTube「災害時多言語」で動画を検索

避難場所

避難所

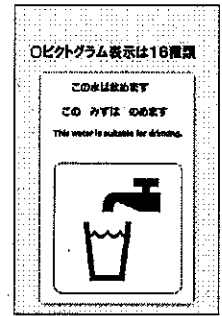
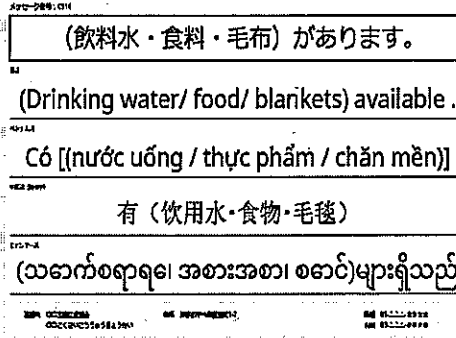
避難所

대피 장소

# クリアによる災害時の外国人支援に向けた取組について



<災害時多言語表示シートサンプル>



## (2) ツールの提供

近年の被災地の声等も反映して整備のうえホームページ上で公開しており、誰でも簡単操作で印刷することが可能です。

### ① 災害時多言語表示シート

外国人に対して円滑に情報提供するため、避難所等で掲示する用語を多言語(\*)に翻訳したシートで、地域の実情に応じて必要な外国語で組み合わせしうへの活用が可能

※災害時多言語表示シートの表示対応言語(12言語)について  
英語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国・朝鮮語、ネパール語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語

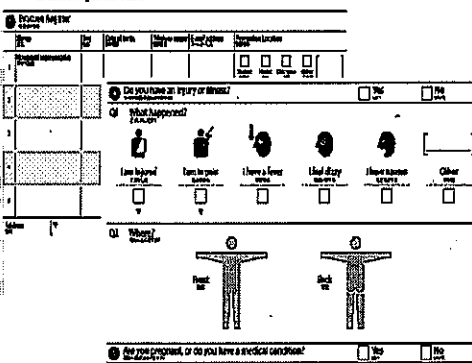
### ② 災害時用ピクトグラム(絵文字)

避難所等で掲示する案内用の絵文字

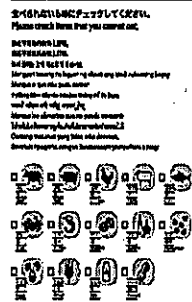
### ③ 体調や食材のピクトグラムが記載された避難者登録カード

- ▶ 外国公館等からの安否確認をはじめ、体調や摂取できない食品についての意思疎通に有効
- ▶ 災害時多言語表示シートと同様に12言語に対応

<避難者登録カードサンプル>



食材の絵文字 / FOOD PICT



# クリアによる災害時の外国人支援に向けた取組について



## 5 自治体等が実施する災害時の外国人支援をはじめ、多文化共生に向けた先進的な事業を対象に助成を行っています。

<助成金額の上限>

- 都道府県、政令指定都市：400万円
- 市区町村・地域国際化協会・NPO法人等(\*)：300万円
- 複数の団体(上記団体)による共同事業：400万円

(\*)NPO法人等

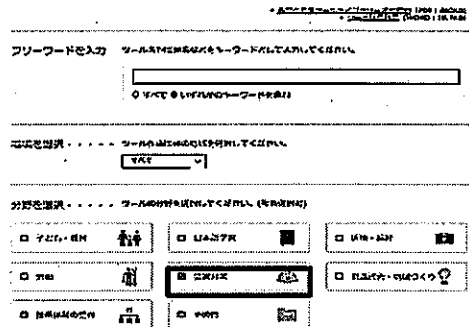
NPO法人等にあつては、自治体や地域国際化協会と連携して事業を実施するNPO法人等に限るものとして、申請は連携する団体から行い、助成についても連携する団体を通じて行っています。

## 6 自治体等向けに、全国の自治体等で作成された外国人支援ツールを集約、ライブラリ化するなど外国人支援ツールについて情報提供しています。

全国の各自治体等で作成・公表されている「外国人用防災ハンドブック」や「避難所の職員と外国人被災者との間で簡単な意思疎通ができる外国人向け避難所会話セット」等のツールを分野別に集約した「多文化共生ライブラリー」をクリアのホームページ上に公開。自治体等における新たなツール作成を支援しています。

### 多文化共生ツールライブラリー

さまざまな外国人支援ツールが検索可能です。



～多文化共生ツールライブラリー(クリアHPより)～

## 一般財団法人自治体国際化協会 災害時多言語表示シート

<http://dis.clair.or.jp/open-data/dis-shieet/list/1>

(日本語、やさしい日本語を含む15言語中、5言語まで選択可能。ピストグラムは日本語・英語)

分類	文例	ピ 外 グ ラ ム 有 無	分類	文例	ピ 外 グ ラ ム 有 無
施 設	避難場所	有	避 難 所	避難場所は住所・性別・国籍・在留資格など関係なく、どなたでもサービスを受けられます	
	本部			避難場所では支援物資が配られます	
	受付	有		無料で利用できます	
	救護所	有		避難場所では寝られます	
	男	有		この避難場所は耐震構造です	
	女	有		避難場所の責任者：_____	
	立入禁止	有		お祈りできるスペースがあります	
	使用禁止				
	喫煙所	有			
	ボランティア受付			医 療	医師がいます
相談窓口		応急措置ができます			
申請受付場所		食 事	(飲料水・食料・毛布)があります		
職員室			皆さんに食べ物を配っています		
保健室		水 (湯)	この水道は使えます		
遺体安置所			この水道は使えません		
集合場所			この水は飲めます	有	
災害時多言語支援センター			この水は飲めません		
一時滞在施設			水道は 月 日に復旧予定です		
			ここで湯を沸かせます		
標 題	案内				
	最新情報				
	被災者のみなさまへ		ト イ レ	トイレ	有
	提供サービス			このトイレは使えます	
	生活の注意			このトイレは使えません	
	この度の災害で被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます		風 呂	風呂は使えません	
	この情報は 月 日現在のものです			入浴時間：__:__~__:__	
	現在地(住所)：_____		洗 濯	入浴施設はありません	
	外国語の情報がありません	有		ここで洗濯できます	
	通訳がいます	有		ここで洗濯できません	
		洗濯設備はありません			

分類	文例	ピ外 グラム 有無	分類	文例	ピ外 グラム 有無	
時間	利用時間：____分以内		配	食べるものは_時_分に配ります		
	利用できる時間：__：__～__：__			配給時間：__：__		
清掃	清掃中			炊き出し：__：__から		
電 話	この電話は使えます	有		支援物資配給：__：__から		
	この電話は使えません			生活用品配給：__：__から		
	ここで携帯電話の充電ができます			一人__個です		
	ここで携帯電話の充電をしないで ください			家族に__個です		
	ここでは携帯電話の電源を切って ください			必要な分だけお持ちください(無料)		
	ここで携帯電話を使わないでくだ さい	有		容器を持ってきてください		
	携帯電話はマナーモードにしてく ださい			給水車は__：__に来ます。入れ物を 持ってきてください		
	携帯電話はここでかけてください		並んでください			
	Wi-FI 使えます		無料			
電 気	このコンセントは使えます		有料			
	このコンセントは使えません		貸し出し用			
ゴ ミ	ここにゴミを捨てないでください		給	支援物資		
	ゴミの分別にご協力ください			健康、宗教上、食べられない物が ある方は、お申し出ください		
	燃えないゴミ			乳幼児の食事の用意があります		
	燃えるゴミ	有		高齢者の食事の用意があります		
	粗大ゴミ			この食べ物は(豚・牛・鶏)肉を使 っていません		
	その他のゴミ			地 域 情 報	以下の地区に避難指示が出ていま す。自宅に帰るのは危険です。	
	カン・ビン・ペットボトル				一番近い病院：_____	
	古紙・段ボール				この地域の医療救護拠点：_____	
	スプレー缶			この地域の避難場所：_____		
	プラスチック製容器包装			以下の場所に入浴ができます		
	使った電池		以下の場所に洗濯設備があります			
	小さな金属類		水道の使える地域：_____			
	古い布		利用できる井戸水・わき水：_____			
			電気の使える地域：_____			

分類	文例	ピ 外 グ ラ ム 有 無	分類	文例	ピ 外 グ ラ ム 有 無
地 域 情 報	電気の使えない地域： _____		交 通 情 報	動いているバスの路線	
	電気は__月__日に復旧予定です			バス運行予定： _____ 行き：	
	ガスの使える地域： _____			被害状況や交通機関の運行状況	
	ガスの使えない地域： _____			帰宅困難者	
	ガスは__月__日に復旧予定です		周 知	ラジオニュース： MHz(FM)                  KHz(AM)	
	下記の学校は臨時休校です： _____			明日の天気： _____	
	下記は営業中： _____			災害ダイヤル 171 で安否確認がで きます	
	下記は営業していません： _____			インフルエンザの予防接種 __月__日 __: __ から	
	泊まれる場所の情報があります			相談窓口の電話番号は以下です	
	浸水地域： _____			カウンセラーが 月 日： に来 ます	
	_____地域の_____川が氾濫しました			罹災証明書は 月 日からもらえ ます	
	_____川が氾濫の危険があります			罹災証明書は災害にあったことを 証明する物です。いろいろな費用の 減免や給付の申請に使います。大切 にしてください	
	注意報／警報： _____			一時使用住宅の入居者を募集しま す	
	避難準備情報： _____			義援金をもらうことができます。申 請受付は 月 日からです	
	避難勧告： _____			申込書は 月 日からもらうこと ができます	
	避難指示： _____			申込締切： 月 日	
特別警報： _____		この避難所は 月 日に閉鎖され ます			
噴火する可能性があります		この避難所は使えません			
噴火する可能性は低くなりました		避難場所は下記に変わりました			
交 通 情 報	以下の線は動いていません			ここは避難場所ではありません	
	_____線、動いていないところ： _____駅～_____駅		問合せは市役所へ		
	_____線、動いているところ： _____駅～_____駅		問合せは区役所へ		
	以下の駅は閉鎖されています				
	以下の空港は使えます				
	以下の空港は使えません				
	国際・国内線のダイヤは臨時ダイ ヤとなっています				
	通行できない高速道路：				
	通行できる高速道路：				
	通行できない道路：				
通行できる道路：					
動いていないバスの路線：					

分類	文例	ピ 外 グ ラ ム 有 無	分類	文例	ピ 外 グ ラ ム 有 無
周知	問合せは村役場へ		呼びかけ	病人・けが人がいるときは本部にお知らせください	
	問合せは町役場へ			病人・けが人がいる場合は救護の係に知らせてください	
	ここは安全です			配給のお手伝いをしてください	
	情報を確認中です			次の人がどこにいるか知っている人は本部に知らせてください	
	領事館の連絡先			ボランティアを募集しています	
規則・注意	禁煙	有	原子力発電所関係	避難所でのお手伝い募集	
	危ない			原子力発電所事故に関する情報	
	さわるな			現在、放射性物質の放射はありません	
	禁酒			原子力発電所から半径 KM 以内は避難指示	
	靴をここで脱いでください			指示があるまで（避難所・施設・自宅）から出ないでください	
	靴を履いたまま入ってください		___大使館の避難用バスが来ます		
	火気厳禁		スクリーニング検査を受けてください		
	貴重品は自分で管理してください		放射性物質が検出された方は服を着替えてください		
	室内では静かにしましょう		放射性物質が検出された方はシャワーを浴びてください		
	わからないことは本部で聞いてください		避難所に入る時は靴底を洗ってください		
	消灯時刻：__：__		衣服の埃を払ってください		
	高齢者・子供・けが人が優先です		___でヨウ素剤を配布しています		
	乳幼児のいる家庭が優先です		放射線量測定結果		
	高齢者のいる家庭が優先です		避難所内の放射線量は___です		
	落ち着いて行動しましょう		警戒区域___は立入禁止です		
	急いで避難してください		___地域に一時帰宅できます		
	避難所では周りの人と協力しましょう		防護服を用意しております		
	山／川／海に近づかないでください		原子力発電所に関する情報：		
	この場でしばらくお待ちください				
	ここは危険です				
	これから安全な場所に移動します				
	避難指示が解除されました				
	訓練	防災訓練に参加しましょう			
日頃から災害に備えて準備しましょう					
これは訓練です					

メッセージ番号: 0320

このトイレは使えます。

ベトナム語

Nhà vệ sinh này dùng được

中国語 (簡体字)

这间厕所可以使用。

英語

This toilet is available.

やさしい日本語

このトイレはつかえます。

連絡先

住所

電話

FAX



メッセージ番号：0105

救護所

ベトナム語

Nơi cứu hộ

中国語（簡体字）

救护站

英語

First Aid

やさしい日本語

けがをなおしてくれるところ

連絡先

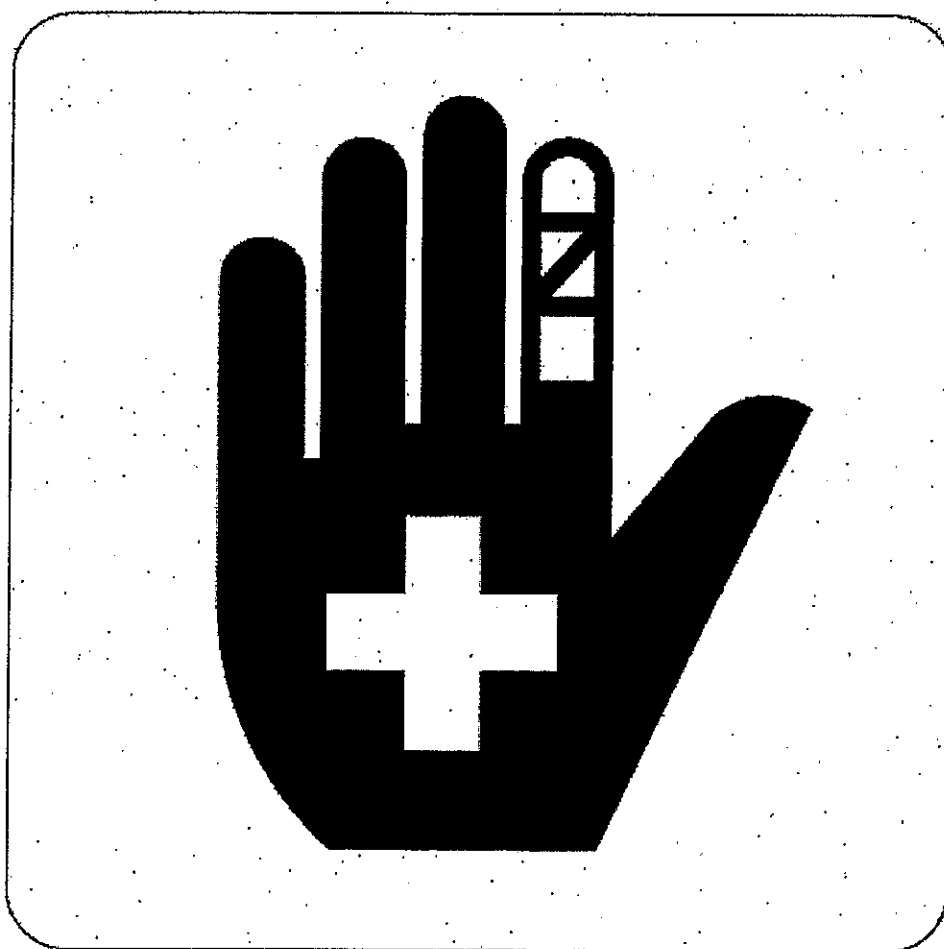
住所

電話  
FAX

# 救護所

けがを なおして くれるところ

First Aid



## 根室市における外国人技能実習生受入講習について

## 1. 目的

根室市に在住する長期滞在の観光客をはじめ、外国人実習生については、地勢の認識が乏しいことから、大規模災害時における迅速な避難が困難であり、災害時要援護者になり得る。

特に、災害が少なく、日本語が母国語でない外国人は、「気象警報時の発表」や「避難勧告等の発令」などに関する防災知識の欠如は、避難行動時に多大な支障を来すことが考えられる。

このことから、根室市に中長期在留する外国人技能実習生に対し、避難行動や想定される災害等についての防災教育を実施し、地域全体の防災力強化を図ることを目的に実施した。(主に根室市で甚大な災害となりえる地震・津波災害を中心とした講習として実施した。)

## 2. 主催 根室商工会議所

## 3. 開催日時 平成31年1月29日(火) 午前9時～午後5時

## 4. 開催場所 根室市総合文化会館

## 5. 内容 以下の内容を実施

- 防災講座 ・日本で発生する災害について  
 ・気象警報・注意報等について  
 ・これまでの災害について  
 ・根室市で想定される災害(地震・津波)について

- 訓練 ・避難行動の実践  
 (緊急地震速報等を利用した避難行動訓練)  
 ・災害図上訓練の実施

## 6. 参加人数 ベトナム人実習生 16名

## 7. 担当 根室市総務部総務課総務・防災担当

## 8. 参考情報: 根室市作成資料より抜粋

## ①根室市で想定される災害

- ・昭和48年の根室半島沖地震、平成6年の北海道東方沖地震など、過去の地震、津波被害
- ・国による地震災害予測: 今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は78%
- ・北海道発表の太平洋沿岸での津波浸水予測: 最大33.7mの遡上高

## ②災害弱者対策

- ・高齢者や障がい者など自主的避難が困難な者だけでなく、日本語が理解できない外国人も災害弱者に含まれる。
- ・発災時には、外国人も含んだ避難などの災害対策が必要になる。実習生を含む長期滞在外国人へ「災害に対する心構え」を持ってもらうことが重要な課題。

## ③防災教育の必要性

- ・「緊急地震速報とは何か?」「大きな揺れが来たらすぐ高台へ!」など基本的動作の教育が必要
- ・市民が地域や学校で学ぶ防災の知識や避難訓練などと同様に、外国人(実習生)への教育も必要



やさしい日本語を使った講座



災害図上訓練

Google

日本語 に翻訳されました 原文を表示

オプション ▼

北海道の病院・診療所・歯科診療所、助産所、薬局が検索できる情報サイト。北海道内の医療情報を提供します。

文字サイズ: 小 標準 大

日本語 | ▼

1238579

外国語の対応可能な医療機関について  
(About medical institutions available for foreign language(s))

**+** 病院・診療所・歯科診療所・助産所を探す

<p>近くの医療機関を探す</p>	<p>地域から医療機関を探す</p>	<p>医療機関名から探す</p>	<p>医療機能で探す</p>	<p>助産所一覧</p>
-------------------	--------------------	------------------	----------------	--------------

**📄** リンク集

北海道医師会、北海道歯科医師会、日本助産師会北海道支部、北海道薬剤師会、北海道薬剤師会基準薬局等のホームページへのリンク集です。

**☎** 携帯電話サービス

携帯のメールアドレスにURLを送信します。

**+** 薬局を探す

<p>近くの薬局を探す</p>	<p>地域から薬局を探す</p>	<p>薬局名から探す</p>	<p>薬局機能で探す</p>	<p>健康サポート薬局一覧</p>
-----------------	------------------	----------------	----------------	-------------------

**📖** 利用ガイド

当システムのご利用に伴う注意事項などをお知らせしています。

**☰** お知らせ(医務情報)

- 2015年7月15日 「お問い合わせ」について **📌**重要
- 2008年10月2日 医療機関の医療機能情報を公表しています。
- 2008年5月20日 薬局機能情報を公表しています。

**📄** ダウンロード

**✉** お問い合わせ

**☰** お知らせ(業務情報)

お知らせ情報はありません。

**👤** 関係者ログイン

近くの医療機関を探す(病院・診療所・歯科を探索)| 地域から医療機関を探す(病院・診療所・歯科を探索)| 医療機関名から探す(病院・診療所・歯科を探索)| 医療機能で探す(病院・診療所・歯科を探索)| 助産所一覧  
近くの薬局を探す(薬局を探索)| 地域から薬局を探す(薬局を探索)| 薬局名から探す(薬局を探索)| 薬局機能で探す(薬局を探索)| リンク集  
お知らせ(医務情報)| お知らせ(業務情報)| 携帯電話サービス| 利用ガイド| ダウンロード| お問い合わせ| 関係者ログイン

**📍** 北海道 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111(大代表)

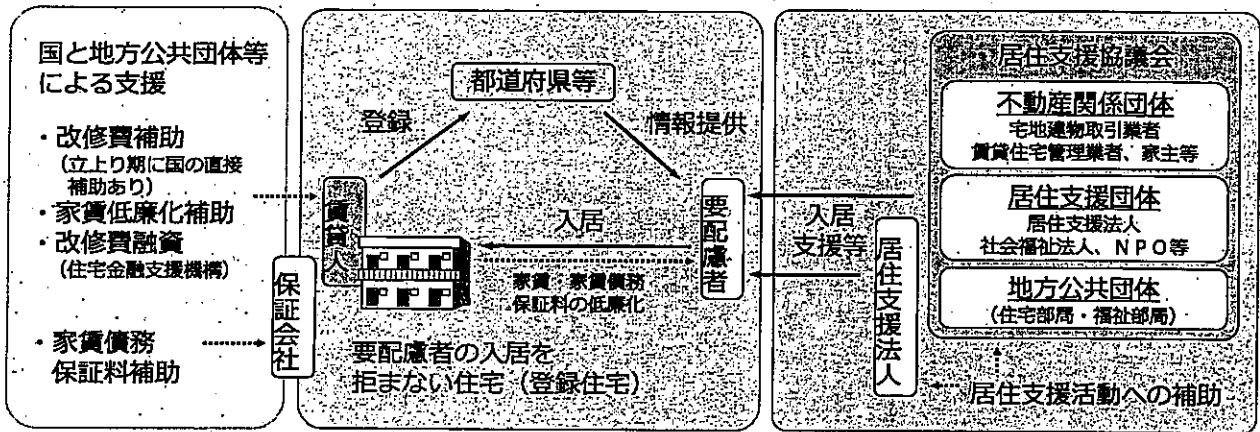
著作権(C)2018北海道庁ALL RIGHTS RESERVED.

# 新たな住宅セーフティネット制度

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



## 専用住宅の改修・入居への経済的支援の概要

### 1. 専用住宅への改修に対する支援措置

(補助を受けた住宅は専用住宅化)

#### ① 登録住宅に対する改修費補助〔予算〕

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金】：国 1 / 3 (制度の立上り期、国の直接補助) 【交付金】：国 1 / 3 + 地方 1 / 3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準 (特に補助金) について一定要件あり

#### ② (独) 住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等〔法律・予算〕

### 2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置〔予算〕

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限 2 万円 / 月・戸)      ② 入居時の家賃債務保証料 (国費上限 3 万円 / 戸)
補助率	国 1 / 2 + 地方 1 / 2 (地方が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり

北海道指定住宅確保要配慮者居住支援法人

平成31年4月30日

番号	名称	住所	事業内容	対象者	支援内容	連絡先	TEL	FAX	Eメール	HP	所在地
(1)	ホームネット株式会社	東京都港区六本木3-6-2	① 住まい探しなど入居支援情報および入居者の権利保護等 ・見守り（安全確保）	札幌市、本郡市	TEL03-5285-4538 Mail:info@home-net-24.co.jp	TEL011-20-460-5860 Mail:info@home-net-24.co.jp				https://www.home-net-24.co.jp/	札幌市、本郡市
(2)	一般社団法人あそびん住まいサポート	札幌市中央区北1条西3丁目5番1号 オーグ札幌ビル 1F	① 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援	札幌市、石狩市、紋別市、苫小牧市、厚岸町、北見市、網走市、稚内市、千歳市	TEL011-210-6224 Mail:www.wasuruma-support.co.jp	TEL011-210-6224 Mail:www.wasuruma-support.co.jp				https://www.wasuruma-support.co.jp	札幌市、石狩市、紋別市、苫小牧市、厚岸町、北見市、網走市、稚内市、千歳市
(3)	特許非営利団体法人ユニア賃貸住宅 サポートセンター札幌	札幌市白石区南郷通12丁目北1番16号	① 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援	札幌市	TEL011-862-7788 Mail:rent@uniar.jp	TEL011-862-7788 Mail:rent@uniar.jp				https://rentor-rent.com/	札幌市
(4)	特許非営利団体法人コミュニティワーク 研究センター	札幌市中央区南一条西2丁目5-74 市南区南27丁目1番1号 ② 西宮区本町8 ③ 西宮区西ノ宮1-1センター	① 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ③ 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援	札幌市	TEL011-611-1315 Mail:info@community-work.jp	TEL011-611-1315 Mail:info@community-work.jp				https://www.community-work.jp/	札幌市
(5)	株式会社 JDC	札幌市北區北24条西3丁目1番1号-201	① 住宅相談、入居支援（南郷通口、厚岸町行） ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援	札幌市	TEL011-788-8022 Mail:info@jdc.jp	TEL011-788-8022 Mail:info@jdc.jp				https://www.jdc-team.com/rental.html	札幌市
(6)	株式会社 ラポール支援センター	札幌市北區北27条西2丁目2-15 コンラエイトパークビル 2号室	① 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援	札幌市	TEL011-807-4657 Mail:info@lapo-kafe.jp	TEL011-807-4657 Mail:info@lapo-kafe.jp				https://www.lapo-kafe.com	札幌市
(7)	特許非営利団体法人ぽんとらんど	北見市西の區東3丁目13番地4 ハウスの風 ② 北見市中央2丁目5番地20 ロジック21 ③ 千歳市朝日町4丁目13番地1	① 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ③ 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援	札幌市、北見市、神楽町 札幌市、北見市、神楽町 千歳市	TEL011-375-2812 Mail:info@ponto-hotel.com	TEL011-375-2812 Mail:info@ponto-hotel.com				https://www.ponto-hotel.com/v	札幌市、北見市、神楽町 札幌市、北見市、神楽町 千歳市
(8)	株式会社ポロワッカ	札幌市中央区南1条西22丁目2-15	① 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援	札幌市	TEL011-924-0660 Mail:info@porowacka.co.jp	TEL011-924-0660 Mail:info@porowacka.co.jp				https://porowacka.co.jp	札幌市
(9)	NPO法人札幌市福祉生活支援センター	札幌市北區北21条西3丁目1番12号	① 障がい者等が住まいなど賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ② 障がい者等が住まいなど賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援	札幌市	TEL011-726-2829 Mail:info@fukushi-116.or.jp	TEL011-726-2829 Mail:info@fukushi-116.or.jp				https://www.fukushi-116.or.jp/	札幌市
(10)	有限会社ハズネット	札幌市南區南19条13号クレイトンハウスK108号 2階	① 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に寄与する ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援	札幌市、網走市	TEL011-54-22-2277 Mail:info@haznet.co.jp	TEL011-54-22-2277 Mail:info@haznet.co.jp				https://www.haznet.co.jp/	札幌市、網走市
(11)	株式会社ギミング	札幌市西區南6条5丁目3-1 A0ビル3F	① 高齢者への賃貸住宅情報提供 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ② 高齢者への賃貸住宅情報提供 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援	札幌市、石狩市、北見市、江別市	TEL011-671-6686 Mail:info@gimmg.co.jp	TEL011-671-6686 Mail:info@gimmg.co.jp				https://www.gimmg.co.jp/	札幌市、石狩市、北見市、江別市

**登録無料**

空き家・空き室の活用をお考えの大家さんへ

## 子育て世帯等を支援するため

# 空き室・空き家をご登録ください！！

住宅の確保にお困りの子育て世帯、高齢者、低額所得者、被災者、障がい者等と、賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの大家さんをつなぐ住宅の登録制度です。

空いている戸建て住宅を、子育て世帯に貸してもらえませんか？

空き室を、バリアフリーに改修して、高齢者や障がい者の方に貸してもらえませんか？

アパートの1室から登録できます！

### お知らせ

平成30年7月より住宅登録の手続きが簡単になりました。

**メリット1** 登録した住宅は専用HPに掲載され広く周知することができます。

**メリット2** 居住支援法人から、高齢の賃貸人等に対して見守り等が行われることにより、大家さんの不安が解消できる場合があります。

**メリット3** 国からバリアフリー等の改修費補助を受けることができます。\*

※1 補助を受けるには、一定の要件があります。詳細はHP: <http://snj-sw.jp/>

○問い合わせ先 北海道建設部住宅局建築指導課建築企画グループ（電話 011-204-5577）

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/safety-net\\_kaisei.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/safety-net_kaisei.htm)

※住宅の所在地が札幌市、旭川市、函館市の場合の詳細は各市にお問い合わせください。

札幌市 都市局市街地整備部住宅課（電話 011-211-2807）

[http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/11sn\\_seido/tourokujutakuseido.html](http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/11sn_seido/tourokujutakuseido.html)

旭川市 建築部 建築総務課（電話 0166-25-9708）

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53901/5439015/safety-net-jutaku.html>

函館市 都市建設部住宅課（電話 0138-21-3385）

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017101700027/>

国住備第134号  
平成30年12月25日

各都道府県・政令市  
住宅主務部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについて

公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについては、「外国人登録制度の廃止に伴う公営住宅の賃貸における外国人の取扱いについて」（平成24年6月29日付け国住備第64号住宅局長通知）により通知しているところですが、今般、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号。以下「改正法」という。）が平成30年12月14日に公布され、平成31年4月1日に施行されること及び関係閣僚会議において、改正法を踏まえた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日）が決定されたことを踏まえ、今後は下記のとおり、各事業主体において、地域の実情を勘案し、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、貴管内の事業主体（政令市を除く。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

公営住宅の入居申込資格は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第22条第2項（第22条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により永住許可を受けた者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する者について認めるものとし、その他の外国人についても、法第19条の3第1項に規定する中長期在留者については、地域の実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認める取扱いとしていただき、あわせて外国語による入居者募集案内等の広報の充実にも努めていただきますようお願いいたします。

また、今後は、必要に応じて、法に基づく支援機関や、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第122号）に基づく居住支援協議会等の関係機関とも連携し、外国人の居住の安定の確保に努めていただきますようお願いいたします。

なお、外国人の居住支援について、別添のとおり、住宅局安心居住推進課長より各住宅確保要配慮者居住支援協議会の長あてに通知が発出されていますので、あわせて情報提供いたします。